

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和6年11月26日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2400135号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2400044号

第1 結論

請求者のA事業所における共済組合員としての取得年月日を昭和56年8月1日、喪失年月日を昭和62年4月1日に訂正し、標準報酬月額については、昭和56年8月から昭和61年3月までを14万5,101円、昭和61年4月から昭和62年3月までを18万円とすることが必要である。

昭和56年8月1日から昭和62年4月1日までの期間については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、共済組合員記録及び厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月1日から昭和62年4月1日まで

昭和56年4月1日にA事業所に採用となり、昭和62年3月31日に退職するまでA事業所職員として働いていたが、請求期間に係る年金記録がない。A事業所職員として働いていたことに間違いはないので、請求期間を年金の加入期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 公共企業体職員等共済組合法によると、役員及び職員(臨時に使用される者を除く。以下「役職員」という。)は、全て組合員とされ、役職員以外の公共企業体に使用される者及び組合に使用される者で運営規則の定めるものについては、運営規則の定めるところにより、準職員は、組合員とする旨取り扱われることとされている。

B社C事業所が提出した請求者に係る履歴書(以下「履歴書」という。)の「年月日」、「任免賞罰その他の事項」の欄には、「56.8.-1 準職員を命ずる」、「57.2.-1 職員を命ずる」、「62.3.31 願により職員を免ずる」との記載が確認できること並びにD共済組合の担当者の陳述及び日本年金機構の回答から、請求者は、請求期間のうち、昭和56年8月1日から昭和62年3月31日までの期間において、A事業所に職員として勤務し、A共済組合員であったことが認められる。

一方、A共済組合員であった期間は、平成9年4月1日以降、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号)附則第5条の規定により、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、請求者の同共済組合員としての資格取得年月日に係る記録を昭和56年8月1日、資格喪失年月日に係る記録を昭和62年4月1日に訂正することが必要である。

なお、共済年金制度では、昭和61年3月以前の標準報酬月額は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)附則第9条の規定により計算することとされており、D共済組合の担当者の陳述及び日本年金機構の回答から、請求者の標準報酬月額に

については、昭和 56 年 8 月から昭和 61 年 3 月までを 14 万 5,101 円、同年 4 月から昭和 62 年 3 月までを 18 万円とすることが妥当である。

- 2 請求者の履歴書によると、前記 1 のとおり、請求者は、昭和 56 年 8 月 1 日に準職員を命じられており、それよりも前の昭和 56 年 2 月 9 日から同年 3 月 4 日までの期間については、「E 施設 臨時雇用員（生徒）」と記載され、昭和 56 年 3 月 5 日から同年 7 月 31 日までの期間については、何も記載がなく、請求者の勤務実態を確認できない。

なお、前述の「E 施設 臨時雇用員（生徒）」について、日本年金機構は、厚生年金保険被保険者、共済組合員のいずれにも該当しないと考えられる旨回答している。

このほか、請求者の昭和 56 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日までの期間における勤務状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求期間のうち昭和 56 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日までの期間において、請求者が共済組合員及び厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。